

高等部卒業後の暮らしをイメージしてみましょう。

本校には知的障がいのある児童生徒が在籍しています。先日、黒養祭には30名以上の卒業生が来校し、後輩の発表や販売を楽しんでくれていました。

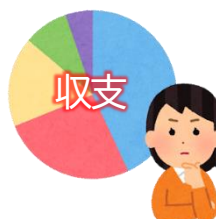
これまで卒業後の進路について、福祉サービスの利用、一般企業への就労、障がい者職業訓練校への進学等について紹介してきました。今回は、卒業後の暮らしはどういう感じなのか、簡単に整理してみます（少しだけお金の話となります。各金額はイメージです）。



卒業後の生活は、工賃・給料＋障害基礎年金が基本

高等部卒業後の進路によって、毎月の収入は変わります。障害基礎年金は20歳からの受給となりますので、それまでは「工賃・給料＋特別児童扶養手当」で暮らすことになります。

福祉サービスを利用する場合には、毎月、工賃をいただくことになります。工賃は本人の作業量や出勤数によって変わります。今回は自宅から通勤・通所するケースを想定しています。



B型施設利用(自宅)

【収入】工賃例:月8,000～20,000円＋特別児童扶養手当(1級55,350円、2級36,860円)

*B型には最低工賃(年平均工賃)が定められていますが、利用状況(休みが多い、作業ではなく訓練時間が多い等)や本人の作業量によっては、上記平均よりも低い工賃になる場合があります。場合によっては、支給工賃1,500円!といった月が発生する施設もあります。特別児童扶養手当を含めて生活を維持していく必要があります(昼食・送迎無料という施設もありますが、今回は有料で考えます)。

【支出】送迎費(1日100円なら月2,000円)、給食費(1日350円なら7,000円)

*本人の娯楽費、スマホ代、光熱・衣料等の支出も必要です。



A型施設利用(自宅)

【収入】工賃例:月76,000～10,5000円(税込)＋特別児童扶養手当(2級36,860円)

*A型では、最低賃金(953円以上)が適用されます。多くは1日4時間から6時間といった就業時間となっています。

【支出】交通費(1日600円なら月12,000円)、昼食費(1日500円なら月10,000円)

*本人の娯楽費、スマホ代、光熱・衣料費、就業時間や収入によっては社会保険料等も必要です。



企業への就労(自宅)

【収入】給料例:月114,000～155,000円(税込)＋特別児童扶養手当(2級36,860円)

*最近、人手不足もあり6～7.5時間といった就業時間の会社が増えています。4時間勤務だとA型と競合します。正社員で採用された卒業生はボーナスの支給もあります。

【支出】交通費(1日600円なら月12,000円)、昼食費(1日600円なら月12,000円)

*給料から厚生年金、社会保険料が天引きされます。本人の娯楽費、スマホ代、光熱・衣料費等も必要です。収入によっては障害基礎年金が支給停止となります。

最近の卒業生の中にも「自動車免許を取得したので自動車を買いたい」といった方がいます。免許取得にもお金がかかります…。「自動車購入のため、がんばって給料を貯金している」そうです！

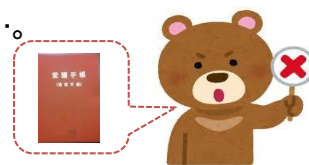
障害基礎年金について知っておこう(ザックリ解説)

小・中学部の場合、まだまだ先の話ではありますが…(^_^;)。ザックリイメージしておきましょう！

障害基礎年金は1～3級に分かれています。1級は月 85,000 円、2級では月68,000 円が支給され、これに工賃や給料を合わせて生活することになります。ただし、3 級になると支給されません…。

愛護手帳があれば良い(絶対もらえる)わけではない

本校の在校生・卒業生は、原則、愛護手帳を持っていますが、それで受給できるわけではありません。A判定を受けている方であれば、年金の等級が、1 または 2 級になる可能性があります。一方、B 判定の場合、その障害の程度により 2 級または3級になる可能性があります。3級相当と判定された場合、年金は不支給になります。卒業生でも、3級相当となり受給できなかったケースがありました。愛護手帳の有無では障害基礎年金の受給は決まらないのです。別物と覚えておいてください。



申請には診断書が必要です

本校卒業生が 20 歳になって申請する場合、20歳前の傷病による請求となりますから、20 歳に達した日の前後 3 か月以内の障害状態が書かれた診断書を、主治医に書いていただくことになります。診断は小児科や精神科・心療内科で受ける必要があります(一般内科は不可)。

多くの生徒は、卒業後、福祉サービスを利用しますので、福祉施設や相談支援事業所の担当の方に相談し、サポートを受けながら申請することをお勧めします。一方、会社に障がい者雇用されている場合、福祉サービスを全く利用していない卒業生もいます。この場合、ナカボツ(津軽障害者就業・生活支援センター)に相談し、支援していただくことをお勧めします。慣れた方にサポートしていただき、本人の状況を正確に伝えられるように準備することが大切なのです！**まずは相談する！と覚えておきましょう♪**



どういう基準で判断されるの？

【障害基礎年金1級受給の想定レベル】

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、施設入所や在宅介護を必要とし、活動の範囲が非常に狭い、限られるような方です。施設入所し常時介助を受けているや同程度の状況にある方を 1 級レベルと想定しているようです。

【障害基礎年金2級受給の想定レベル】

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害の状態。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または制限されている)、入所(グループホーム)や在宅で、活動の範囲が施設内・屋内に限られるような状況にある方を2級レベルと想定しているようです。

一般企業に就労している場合、会社や上司からの保護的な環境(常に管理や指導が必要)のもと、もっぱら単純作業で反復的な業務であり、収入要件を満たしていれば2級となる可能性があるそうです。



申請時の“できる・できない”は、普段の評価のとは違う視点で！

申請時に提出する「診断書、病歴・就労状況等申立書」は審査上重要な書類です。卒業生の通院歴が少ない場合には、診断書だけでなく、この申立書が大変重要な判断材料となります。

本人が自宅で生活する上では、パターン化された活動となりますので、本人も家族も特に困り感無く暮らしているかもしれません。だからといって「本人は何でもできます！」との申告はダメ(不正確)です。学校での“できる部分を評価する、支援を受けてできることを評価する”のとは全く違う評価が求められるのです。

必要なのは「本人一人で支援無く生活している状況でできるのか？できないのか？」という情報です。愛護手帳更新時も同様ですが「(家で)できています！(少し手伝うけど…)できます！(家では)困っていません！」等と親が評価したことも影響して、愛護手帳が更新不可、年金不支給のケースがありました…。

